

NEWS LETTER

2010年1月18日(月)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101

山田恵美子税理士事務所

TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594

Email yamada@tax-tax.jp

平成 22 年度税制改正速報

消費 税 編

平成 22 年度の予算総額に対する国債依存はなんと 44 兆円です。消費税引き上げの議論は、次期衆議院選まで避けて通れるかどうか、難しい状況です。

消費税の改正項目は少ないのですが、大きな影響のある改正がなされました。

それは自販機を設置して、本来は還付を受けることができない居住用不動産の消費税の還付を受けるというスキームを縮減させる改正です。現在の手法では平成 23 年 4 月以降はできなくなりました。

しかし、このような小手先の改正ではなく、居住用建物の仕入税額控除は認めない、と定める議論はなかったのでしょうか？

(1) 事業者免税点制度の適用の見直し

消費税法では、調整対象固定資産（固定資産のうち消費税抜きで 1 単位 100 万円以上のもの）を取得した場合、これについて 3 年目に一定の方法で仕入控除税額を調整することになっています。

そこで、改正案は、①免税事業者が課税事業者を選択した場合には、2 年間の強制適用期間中に、調整固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む

3 年間は、引続き課税事業者の適用を強制することとしました。

これにより、3 年間の通算課税売上割合が消費税還付をした当初の課税期間の課税売上割合より、著しく減少していれば、還付した消費税額は国庫に返還しなければなりません。正確には、3 年目の課税期間の仕入税額から控除、控除しきれないときは課税資産の譲渡等に係る消費税額に加算して消費税額を納付します。

なお、著しく減少した場合とは、減少割合が当初の課税売上割合に占める割合の 50%以上、かつ、減少割合の差額が 5%以上である場合をいいます。

また、②調整対象固定資産を取得した場合の 3 年間の課税事業者の強制適用は、資本金 1,000 万円以上の新設法人についても適用されます。

上記の改正は、①は、平成 22 年 4 月 1 日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用され、②は同日以後設立された法人から適用されます。

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

上記の 3 年間の課税売上割合による仕入控除税額の調整は、簡易課税適用事業者には適用されません。そこで、課税事業者強制適用の 3 年間は、簡易課税制度の適用が受けられないことにしました。